

1. 入院基本料に関する事項（病棟職員の配置について）

（1）地域包括医療病棟（C館6階）

1日に16人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

日勤帯（8:30～17:30）：看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

夜勤帯（17:00～9:00）：看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

当病棟では看護補助者を活用し、看護補助体制加算（25対1）を届出しています。

1日に勤務する看護補助者は6人以上です。

※受け持つ人数は曜日によって変動があります。

（2）療養病棟（B館3階）

1日に8人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

日勤帯（8:30～17:30）：看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。

夜勤帯（17:00～9:00）：看護職員1人当たりの受け持ち数は24人以内です。

当病棟では看護補助者を活用しています。1日に勤務する看護補助者は6人以上です。

※受け持つ人数は曜日によって変動があります。

（3）回復期リハビリテーション北病棟（C館5階）

1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

日勤帯（8:30～17:30）：看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。

夜勤帯（17:00～9:00）：看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。

当病棟では看護補助者を活用しています。1日に勤務する看護補助者は5人以上です。

※受け持つ人数は曜日によって変動があります。

また、病棟には専任の医師 1名・理学療法士 3名以上、作業療法士 2名以上、言語聴覚療法士 1名以上を配置しています。

(4) 回復期リハビリテーション南病棟 (B 館 2 階)

1 日に 10 人以上の看護職員 (看護師及び准看護師) が勤務しています。

日勤帯 (8:30～17:30) : 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。

夜勤帯 (17:00～9:00) : 看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 25 人以内です。

当病棟では看護補助者を活用しています。1 日に勤務する看護補助者は 5 人以上です。
※受け持つ人数は曜日によって変動があります。

また、病棟には専任の医師 1 名・理学療法士 2 名以上、作業療法士 1 名以上を配置しています。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、

褥創対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、入院後 7 日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める 院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥創対策及び、栄養管理体制の基準を満たしております。

3. 意思決定支援について

当院では、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めています。

4. 身体的拘束最小化の取り組みについて

1、基本的考え方

当院では、患者さまの尊厳の保持および療養環境の質の確保の観点から、医療の提供にあたり身体的拘束を原則として禁止しております。患者さま又は他の患者さま等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束は行いません。また、組織全体で身体的拘束を未然に防ぐ、あるいは最小化するための組織風土の醸成に努めております。

2、身体的拘束最小化のための組織体制

当院では、組織的に身体的拘束を最小化するため、以下の体制を構築しています。

- ・ **身体的拘束最小化チームの設置** 他職種からなる専門チームを設置し、院内における身体的拘束の実施状況の把握、職員への周知徹底、及び早期解除に向けた巡回・検討を行っております。
- ・ **身体的拘束最小化委員会の開催** 月1回委員会を開催し、現状の課題分析や、拘束を行わないための代替策の導入に向けた具体的な検討を行っています。

3、身体的拘束を行う場合の対応・記録

緊急やむを得ず身体的拘束を実施せざるを得ない場合は、以下の手順を厳格に厳守します。

- ・ 切迫性・非代替性・一時性の全てを満たしているかを医師を含む他職種で慎重に検討。
- ・ 実施にあたっては、患者さまご本人やご家族に対し、理由・実施態様・時間・期間などを詳細に説明し、同意を得るよう努めております。
- ・ 実施中の態様や時間・患者さまの心身の状況・緊急やむを得ない理由を詳細に診療録へ記録します。
- ・ 早期解除に向けた検討を行い、必要性が無くなった段階で速やかに解除致します。

4、職員に対する定期的な研修

入院患者に関わる職員を対象として、患者さまの尊厳保持の重要性や身体的拘束の代替手段について、より深い理解を持てるよう 年2回以上の定期的な研修を実施し、知識・技術の向上に努めています。

【身体拘束の実施状況】

身体拘束の実施率：14.2%（病院全体） 対象期間：2026年6月1日～2026年8月31日